裁判長(官)
[redacted]

調査報告書（本人[redacted]調査）

令和２年１０月２９日
家庭裁判所調査官 [redacted]

事件名　後見開始の審判（令和２年家第[redacted]号）

１　面接状況

日　時　令和２年１０月２３日（金）　午後２時３０分から

場　所　サービス付き高齢者向け住宅[redacted]

同席者　本人の弟[redacted]，[redacted]ケアマネージャー[redacted]

２　面接に至るまでの経過

令和２年１０月２１日に本人から書面が届いた。

調査当日，本人の弟[redacted]（以下「[redacted]氏」という。）がおり，本人居室前にて当職と以下のやりとりがあった。

(1)　[redacted]氏は，調査への同席及び録音を強く求め，理由について以下のとおり述べた。

本人が認知症であること自体は私も認めている。本人は，面接で述べたことについて，１，２日後には記憶に残っていないから，面接結果が正しく報告されているか検証できない。本人と話をし，本人が私の同席を希望しているのだから，意思を尊重してほしい。

(2)　当職は，誰の影響も受けない中で調査を行いたいこと，家庭裁判所の手続は非公開であり録音は認められないことを説明したが，納得は得られなかった。[redacted]氏は，同席が認められるなら録音はしないが，同席は絶対だと述べた。そして，[redacted]氏の影響を受けると言われることよりも後に検証できないこと方が心配と述べ，本人の意思を確認してほしいと述べた。

当職は，本人に同席についての意向を聞くこととしたが，その際も，[redacted]氏は同席すると述べ，やむなく同席にて面接を行った。その際，[redacted]氏は，机の上に置いてあったＩＣレコーダーの電源を消し，自身のポケットにしまった。

(3)　本人に，２日前に当職宛に届いた手紙の写しを見せたところ，本人は，読んだ上で「ちょっと忘れちゃったわね。」等と述べた。当職が，誰の影響もない中で調査を行いたいことを説明したところ，本人は，[redacted]氏に「そしたらダメだがね。」と述べたが，[redacted]氏は，本人の希望を言ったら良いと本人に向かって述べた。本人は，「１対１だったら，少しは忘れていることもあるだろうし，言った言わないのあれもあるから。」等と述べ，[redacted]氏の同席を希望した。また，「肉親だと良い風に言うかもしれないので，（施設職員も）居た方が良いわね。」と施設職員の同席も希望した。

(4)　上記経過から，本人から見えない後方の位置に座り，発言はしないと約束した上で，[redacted]氏及びケアマネージャーが同席した。

３　面接内容

(1)　自己紹介，面接目的を説明した際の本人の反応

□声を掛けるが応答なし

□聞いているが，理解の程度不明

■応答あり

(2) 自己認識（○：ほぼ正解，△：援助すれば正解，×：不正解・回答不能）

（○，△）名前，住所　　住所については，[redacted]区以下を答えられなかった。

（○，○）生年月日，年齢

(3) 見当識

（　　）現在地　　聴取せず

（○，○）年月日，曜日

(4) 最初に告げた面接者の名前や勤務先，面接目的の記憶の程度

（△）　面接の最後に質問したところ，「裁判所の[redacted]さんとおっしゃったね。」「後見人を辞めさせるあれでしょ。」と述べた。

(5) 計算能力・財産状況の認識

「１００から順に７を引いてください。」と質問したところ，「９３」は正答し，その続きについては，「８７，８０，７３」と誤答した。

財産については，「郵便局，銀行に預けている。あと保険。」等と述べた。一人で外出し，買い物をすることは可能とのことであった。

4　意向聴取

当職が自己紹介し，何の手続で来たか分かるかと聞いたところ，「分かりません。」と述べた。何かご自身で裁判所に手続していないか聞いたところ，「ないです。」と述べた。後見人がついていることは「知っています。」「弟から聞きました。」とのことだった。しかし，誰が後見人かということは知らず，会ったこともないと述べた。（およそ２週間前に後見人が本人と面接している。面接の終盤で再度聞いたが返答は同じだった。）本人が後見人に宛てた手紙の写しを見せたところ，「覚えがない。」と述べ，読みながら「私の名前でなっているわね，こうやって読めば思い出す。」等と述べていた。

本人に，申立書の写しを見せて，本件について説明したところ，「聞いて知っています。そのとおりで良いです。」「（後見人に）やってもらわなくても，自分でできるから要らないです。」等と述べた。

本件を申し立てた動機やきっかけを質問したところ，「動機と言われるとなんて言ったらいいか分からない。きっかけなんてあったかしら，覚えてないわ。」等と述べた。

本件に対する意向を改めて質問したところ，「今言ったとおり。自分でできるというより，弟がやってくれる。自分でも少しはできる，完全にボケているわけじゃないから。」等と述べた。

本人の状況について，１年前と比べてどうかと質問したところ，変わらないと述べた。

5　調査官の意見

本人は，本件について，自分でできるので後見人は必要ないとの意向を述べた。

本人は，会話が成り立つ状態だったが，後見人が誰かということや後見人と最近会ったことも覚えておらず，３日前に書いたと思われる当職宛の手紙のことも分からなかった。記憶力等に問題があり，一定の認知症の症状が認められる状況である。

上記調査結果に加え，本件では，補助相当の診断書が提出されているが，後見開始からさほど時間が経過しておらず状況が変わったという事情は見受けられないこと，内容は混合型認知症の診断で回復する可能性は低いとあること，診断書の一つは抗告審で提出されそれを踏まえて棄却されていること等を踏まえると，本人が後見相当の状態から回復しているか否かについては，専門家である医師の鑑定手続にて判断することが相当と思料する。